

「特定生産緑地指定申請」 必要書類一覧表

書類	部数	取得先	備考
特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書	1部	環境政策課窓口・市HP	<ul style="list-style-type: none"> 申請者は土地の所有者です。 押印（実印）漏れがないようご注意ください。 （※）農地等利害関係人がいる場合は、同意欄に権利種別、利害関係人の名前、住所を記入し実印を押印してください。
案内図	1部	—	<ul style="list-style-type: none"> 証明する農地等の位置がわかる図面（住宅地図等）です。 区域を赤線で表示してください。
土地登記事項証明書（全部事項証明書）	1部	法務局府中支局	<ul style="list-style-type: none"> 3ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。
公図の写し	1部	法務局府中支局	<ul style="list-style-type: none"> 3ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。 証明する農地等の区域を赤線で表示してください。
<地籍測量図（実測図）> ※必要に応じてご提出ください。	1部	法務局府中支局	<ul style="list-style-type: none"> 3ヶ月以内に発行された最新のものをお持ちください。なお、<u>実測で指定していない場合</u>や<u>地積測量図が登記されていない場合は不要</u>です。 生産緑地の<u>筆の一部</u>を特定生産緑地に申請する場合は、申請箇所のおける実測図を必ずご提出ください。
印鑑証明書（原本）	1部	市民課	<ul style="list-style-type: none"> 3か月以内に発行された最新のものをお持ちください。 農地等利害関係人が複数の場合は全員分が必要です。
委任状	1部	—	<ul style="list-style-type: none"> 代理人が申請書を提出する場合に必要です。

（※）農地等利害関係人とは、共有者、抵当権者、借地権者、小作権者等、登記簿に記載されている土地の権利が設定されている全ての方が対象となります。

なお、相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、当市で一括して同意を取得しますので記載不要です。

【注意点】

- 書類をそろえて環境政策課窓口、または郵送にて申請してください。
- 受付窓口・・・第二庁舎4階環境政策課
- 受付窓口日時・・・市役所開庁日時（平日の8：30～17：15）
（平日の12時～13時、土、日、祝日を除く）

問合せ先

小金井市環境部環境政策課緑と公園係

電 話 042-387-9860